

令和4年度 第3回 静岡市多文化共生協議会

日時 令和4年11月28日(月) 19:00~21:00

場所 静岡市役所静岡庁舎3階 茶木魚

次 第

1 開 会

2 議 事 「静岡市多文化共生推進計画」骨子案の審議

3 その他(連絡事項)

4 閉 会

配付資料

- ・次 第
- ・席次表
- ・資 料1 『静岡市多文化共生推進計画 2023-2030』の策定にあたって(答申)
- ・資 料2 静岡市多文化共生のまち推進計画 2023-2030(概要案)

令和4年11月28日 第3回 静岡市多文化共生協議会 席次表

スクリーン

会場： 静岡庁舎3階茶木魚

萩原課長

司会

望月局長 ○

岡村局次長 ○

○

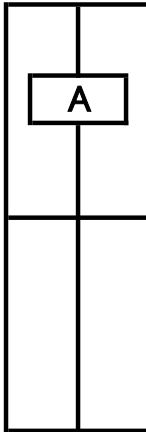
興津課長補佐 ○

会長

高畑 幸 ○

磐村 文乃 ○

小川 毅 ○



○ ホリウチ アリッセ イズミ

○ 野田 敏郎

○ パメラ ジュール

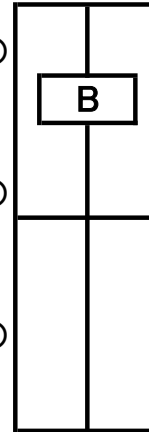
○ 松永 秀昭

副会長

長阪 有美奈 ○

伊藤 洋子 ○

加藤 伶奈 ○



○ 中村 直保

○ 中島 一彦

○ ゴー ゲエン ゴックトラム

(敬称略)

報道席

傍聴席

『静岡市多文化共生推進計画2023-2030』の策定にあたって

(答 申)

2022年12月

静岡市多文化共生協議会

この内容は、11月28日協議会開催時点の素案です。
28日の審議を踏まえ、委員のみなさまに最終案を12月上旬に確認していただきます。

◇ 今後のスケジュール (予定)

11月28日 (金) 19:00~21:00	第3回多文化共生協議会 (市役所静岡庁舎3階 茶木魚)
12月7日 (水) ~14日 (水)	答申案の書面確認
12月16日 (金) 9:00~9:20	答申・・・静岡市長に答申書を渡す (市役所静岡庁舎8階 秘書課)

1 はじめに（審議の経過）

2022年7月15日の第1回静岡市多文化共生協議会で、市長から本件について諮問を受けた後、市長との意見交換を行った上で、諮問事項である「静岡市多文化共生推進計画の骨子（計画の基本的な考え方、施策の柱や方針、成果指標）」について、委員13名による検討を行った。

この間に会議を2回開き、昨年度の「静岡市多文化共生のまち推進条例」の審議を振り返りつつ、新たな多文化共生推進計画に実効性を持たせるため、協議会として導きだした意見をまとめ、答申とする。

静岡市多文化共生協議会 開催状況

	日時（2022年）	場所	内容
第1回	7月15日（金）19:00～20:30	市役所静岡庁舎	市長との意見交換
第2回	10月25日（火）19:00～21:00	〃	計画骨子の審議1
第3回	11月28日（月）19:00～21:00	〃	計画骨子の審議2

静岡市多文化共生協議会 委員名簿

会長	高畑 幸
副会長	長阪 有美奈
委員	伊藤 洋子
〃	磐村 文乃
〃	小川 毅
〃	加藤 伶奈
〃	ゴー グエン ゴック ترام
〃	パメラ ジュール
〃	中島 一彦
〃	中村 直保
〃	野田 敏郎
〃	ホリウチ アリッセ イズミ
〃	松永 秀昭



2 多文化共生推進計画の基本的な考え方について

■ 市が提示した原案より

高まる多文化共生施策の重要度

人口減少が進む中、国の外国人受入拡大の流れを受け、本市の外国人住民数は、2013年以降急激な増加傾向にあります。文化や生活習慣が異なる80を超える国籍の人々が市内の特定地域に偏ることなく広域な市域でともに暮らしています。

市は、2015年から「静岡市多文化共生推進計画」に基づき、外国人住民と日本人住民が地域社会を担う対等なパートナーとして生活できるよう、各種施策に取り組んできました。

しかし、2020、2021年度に市が実施した調査等から、地域や職場、学校などの様々な所でトラブルや、異なる文化や生活習慣への無知や無関心による差別があることが分かっています。

今後、外国人住民のさらなる増加とともに、永住者が高齢化することに伴う孤立化や、日本語教育が必要となる人々の増加による情報格差の拡大など、課題が深刻化していくことも予想されます。

このため、国籍や民族に関わらず、多様な文化を背景を持つ市民が多文化共生意識を高め、助け合いや学び合いなどの交流を育み、一人ひとりが価値を創造できるよう、多文化共生のまちのさらなる推進が大変重要です。

多文化共生のまちの推進は、本市が推進するSDGs（国連が定めた「持続可能な開発目標」）の各目標の達成に大きく貢献する要素があり、本市としての方向性に合致していることから、オール静岡の取組として推進していく必要があります。



計画の基本的な考え方

多文化共生推進計画では、計画期間とする2023年度から2030年度までの8年間の総合的な目標を「静岡市多文化共生のまち推進条例」が定めた「多文化共生のまち」の実現に向け着実な一歩を踏み出すこととします。

そして、条例の基本理念や施策の基本的事項として定めた規定に基づき、第1期計画の実績にとらわれない新たな施策展開を図ります。

また、事業の実施は、国、県、国際交流協会や経済・教育関連、国連機関などと連携して取り組むこととします。

計画の目標

全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちの実現に向け、着実な一歩を踏み出す。

今回策定する『静岡市多文化共生推進計画2023-2030』は、2022年に施行された「静岡市多文化共生のまち推進条例」に則し、静岡市が目指す「多文化共生のまち」の実現を、早めるよう機能させる必要がある。

とりわけ、市民にとってあまり馴染みのない言葉ともいえる「多文化共生」を市民の意識の中に根付くものとするため、次の点に着目し、計画に位置付けていただきたい。

- 1 多文化共生が、市民一人ひとりにとって、なぜ大切であるのかを具体的に示すこと。
- 2 多文化共生が、外国人との共生のための政策でなく、すべての市民の生活を豊かにするための政策であることに焦点を当てること。
- 3 国籍や民族等を問わず多様な市民が、社会の中で自己肯定感を高め、自信を持つことにつながるということが重要であるため、「出会い」や「人とのつながり」を重視し、優しさにあふれる内容にすること。



修正案

計画の基本的な考え方

市内には、日本人として生まれ育った人のほか外国出身の人とともに暮らしています。文化や生活習慣が他の人と違うことは、現代の日本社会では当たり前のことであり、誰もが多文化共生の意識を持つことが大切です。

本市は、2022年に「静岡市多文化共生のまち推進条例」を定め、まちを挙げて多文化共生に取り組むこととしていますが、これは、外国人と日本人の共生のためだけではなく、市民一人ひとりの暮らしを豊かにするため、そして、将来にわたるまちの発展のためのものです。

この計画では「多文化共生のまち」の実現に向け、条例に定めた基本理念、施策の基本的事項（4つの柱に沿った）施策を展開します。

計画に位置付ける施策は、国、県、静岡市国際交流協会や経済・教育関連、国連機関などと連携して取り組みます。

このことにより、2030年のSDGs（国連が定めた「持続可能な開発目標」）の達成にも貢献します。

計画の目標

「多文化共生のまち」の実現に向け、多様な市民の交流を育み、誰もがやさしい気持ちになる市民主体のまちづくりを進める

<用語解説>

多文化共生のまち（静岡市多文化共生のまち推進条例第2条）
全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち

3 施策の柱・方針、成果指標について (施策1 安心できる生活環境づくり)

■ 市が提示した原案より

施策の方針

市民の安心な生活のためには、たとえ日本語や日本の生活習慣に不慣れであったとしても、困惑することなく行政サービスを受けられるようにしなくてはなりません。このため、やさしい日本語や多言語で、必要な時に必要な人に届くような分かりやすい行政情報の提供を行います。

相談窓口「静岡市多文化共生総合相談センター」について、国、県や関係機関との連携を深め、一層の機能強化を図ります。

また、外国から転入してきた市民が、日本での生活に必要な知識等を得て、地域や職場などで活躍できるよう、一人ひとりの生活状況に合わせた支援に取り組みます。

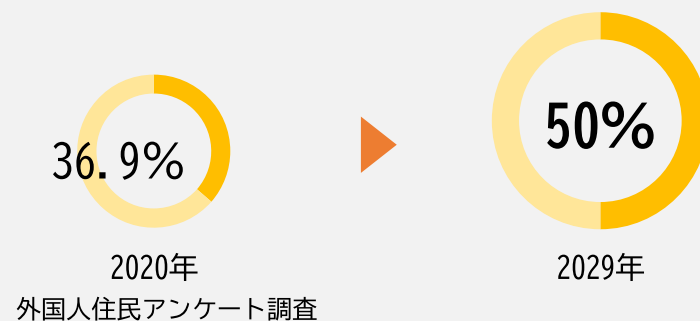
[関連SDGs]

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを



成果指標

「静岡市はとても暮らしやすい」と思う外国籍市民の割合



設定の理由

生活への安心感については、調査時点の社会経済情勢等により左右される懸念を含みます。しかしながら、この施策の成果を特に受けるとされる外国籍市民の意見を指標とし、2020年度の外国人住民アンケート調査の質問項目と比較できる設定としました。過半数を超える人が「静岡市はとても暮らしやすい」と回答することを目標としました。

「施策1 安心できる生活環境づくり」について、次の点を盛り込んでいただきたい。

- 1 行政からの情報提供は、内容が分かりやすいだけでなく、見つけやすく、手に入りやすいようにすることを、方針に盛り込むこと。
- 2 成果指標の「静岡市の暮らしやすさ」については、改善が見られたかどうか、その理由も把握できるよう、計画期間中にもヒアリング調査の実施を検討すること。

修正案



施策の方針

市民の安心な生活のためには、たとえ日本語や日本の生活習慣に不慣れであったとしても、困惑することなく行政サービスを受けられるようにしなくてはなりません。このため、やさしい日本語や多言語で、必要な時に必要な人に届くような**分かりやすく、手に入りやすい**行政情報の提供を行います。

相談窓口「静岡市多文化共生総合相談センター」について、国、県や関係機関との連携を深め、一層の機能強化を図ります。

また、外国から転入してきた市民が、日本での生活に必要な知識等を得て、地域や職場などで活躍できるよう、一人ひとりの生活状況に合わせた支援に取り組みます。

(事務局補足)

「情報を入手しやすくする」ことについては、次のような事業を想定してします。

- インターネットサイトの再構築
- 関係団体とのネットワークを活用した情報提供
- 転入時の情報提供（ウェルカムパック）の見直し

MEMO

3 施策の柱・方針、成果指標について (施策2 教育の機会や場づくり)

■ 市が提示した原案より

施策の方針

国籍や民族等による差別的扱いをなくし、多文化共生の意識を市民に根付くようしなければなりません。

このため、学校教育や生涯学習の場において、子どもから高齢者までの幅広い世代に、異なる文化や生活習慣、多文化共生のまち推進の意義などの理解を深められる取組を充実します。

また、日本語の習得が必要な小中学校児童生徒や、生活者のための日本語教室など、日本語教育推進事業を強化するとともに、日本文化の学習機会を充実することで、日常生活での学び合いの機会を増やします。

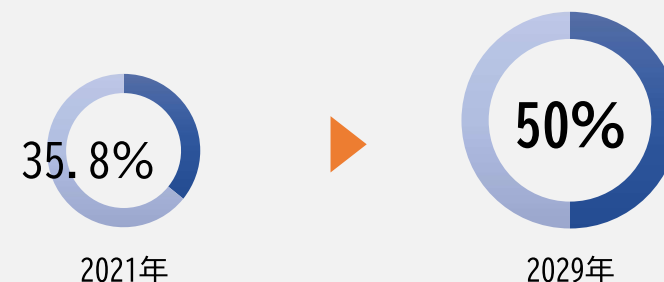
[関連SDGs]

- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に



成果指標

「多文化共生が重要である」と思う日本国籍市民の割合



多文化共生のまちづくりアンケート調査

設定の理由

多文化共生に係る教育の機会や場づくりを通し、文化や生活習慣が異なる市民の相互理解を深め、本市が多文化共生のまちを目指す意義を知ってもらうことが大切です。特に日本国籍市民の意見を指標とし、2021年度の多文化共生のまちづくりアンケート調査の質問項目と比較できる設定としました。過半数を超える人が「多文化共生を重要である」と回答することを目標としました。

「施策2 教育の機会や場づくり」について、次の点を盛り込んでいただきたい。

- 1 外国や日本の文化や生活習慣を学ぶだけでなく、国籍を超えた市民が、共通のテーマについて話す機会を設け、学び合いによる多文化共生の意識向上を図ること。
- 2 学校教育においては、外国につながる子どもたちの就学支援や日本語指導を充実すること。



修正案

施策の方針

国籍や民族等による差別的扱いをなくし、多文化共生の意識を市民に根付くようしなければなりません。

このため、学校教育や生涯学習の場において、**子どもから高齢者までの幅広い世代が、外国や日本の文化への理解を深め、国籍を超えて共通のテーマで話し合う、学び合いの機会を増やします。**

また、**市民が日本語のコミュニケーションに困難を抱えていても、学校や社会において円滑な生活を送ることができるよう、日本語教育を強化し支援します。**

(事務局補足)

「国籍を超えて共通のテーマで話し合う」ことについては、次のような事業を想定しています。

- 国際的視点のための座談会
日本や外国出身の市民や学生が、例えば、環境問題やスポーツなどをテーマに、日本ではどうか、他の国ではどうかなどの意見を交わす場

MEMO

3 施策の柱・方針、成果指標について (施策3 地域における交流の場づくり)

■ 市が提示した原案より

施策の方針

多文化共生のまちの推進には、広い市域のあらゆる地域の中で、隣近所の住民どうしの交流が大切です。例えば、ゴミ出しや騒音のトラブルの解消など、現在も外国籍市民が多く生活する地域では、自治会・町内会を中心に先進的な地域参画促進の取組が見られます。

このような取組を市内各地に広め、やさしい日本語を通じたコミュニケーションを充実させていくことで、多文化共生をキーワードとした、市民どうしの学び合いや助け合いを促進し、地域における社会的包摂の進展を図ります。

さらに、市の行事やイベントなどにおいても、多様な文化や生活習慣への理解を深められる交流機会を創出していきます。

【関連SDGs】

- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう



成果指標

地域活動等に参加する外国籍市民の割合



地域活動等…「自治会・町内会の清掃やイベント」「お祭り」「スポーツ」「自分の言葉・文化を日本人に教える」「日本語・日本文化を習う」「福祉活動（お年寄りのケアなど）」「日本で暮らしている同じ出身国の人や、他の外国人を助ける」など

設定の理由

地域における交流の進展度合いの測定材料として、特に外国籍の市民が地域活動等に参加できているかどうかを指標としました。2020年度の外国人住民アンケート調査で「何も参加していない」と答える人を39.8%から20%に半減することを目標としました。

「施策3 地域における交流の場づくり」について、次の点を盛り込んでいただきたい。

- 1 交流の場づくりは、自治体・町内会単位に限定せず、個々の市民が選択できるようにすること。
- 2 新たな交流の場をつくるのではなく、今ある施設や行事を活用して取り組んでいくこと。
- 3 市民が主体となって行う、多文化交流の行事やイベントを支援するしくみをつくること。

修正案



施策の方針

多文化共生のまちの推進には、広い市域のあらゆる地域の中で、隣近所の住民どうしの交流が大切です。例えば、ゴミ出しや騒音のトラブルの解消など、現在も外国籍市民が多く生活する地域では、自治会・町内会を中心に先進的な地域参画促進の取組が見られます。

このような取組を市内各地に広め、**様々な場所で**、やさしい日本語を通じたコミュニケーションを充実させていくことで、市民どうしの学び合いや助け合いを促進し、**多文化共生意識の向上**と社会的包摂の進展を図ります。

さらに、**市や市民主体の行事やイベント**などで、多様な文化や生活習慣への理解を深められる**交流機会の創出や支援**をしていきます。

(事務局補足)

「市民主体の行事やイベントの支援」については、次のような事業やしくみを想定しています。

- 行事・イベントへの補助金、事業協力、市事業との連携
- 地域のお祭りでの交流・参加促進のための事業協力

MEMO

3 施策の柱・方針、成果指標について (施策4 多文化共生を支える担い手づくり)

■ 市が提示した原案より

施策の方針

施策1から3に掲げた多文化共生のまち推進のための施策は、それぞれ市が単独で進められるものではありません。

文化や生活習慣に関わらず、誰もがみな静岡人（ともに静岡市で生活する仲間である）という共通認識のもと、国籍や民族を問わず、社会のあらゆるところで多文化共生を広め、多文化共生のまちづくりに意欲的に取り組む担い手の育成に取り組めます。

そして、市民、事業者、行政が協働して、効果的な施策の展開を図るとともに、市民一人ひとりの個性を活かした活動を促進します。

【関連SDGs】

- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



成果指標

多文化共生推進計画登載事業における市民協働事業数



設定の理由

多文化共生の担い手を育成した上で、多文化共生推進計画への登載事業について、市民と協働する事業数を指標としました。市民が活躍する場面は、市との協働事業に限られたものではありませんが、市として活躍機会をつくる必要もあり、現状値からの倍増を目標としました。

「施策4 多文化共生を支える担い手づくり」は、名称を「多文化共生のまちの担い手づくり」に改め、次の点を盛り込んでいただきたい。

- 1 多文化共生のまちづくりに意欲的に取り組む市民の仲間づくりを後押しする方針とすること。
- 2 担い手は国籍や世代を限定しないこと。ただし、日本語教育については、特に若い世代を対象にすること。
- 3 日本語教育や「やさしい日本語」の普及のために、「市民の学び合い」を進める人材育成に取り組むこと。



修正案

施策4 多文化共生のまちの担い手づくり

施策の方針

文化や生活習慣に関わらず、誰もがみな静岡人（ともに静岡市で生活する仲間である）という共通認識のもと、国籍や民族、世代を問わず、多文化共生のまちづくりに意欲的に取り組む人材の育成、ネットワーク化に取り組みます。

市民一人ひとりの個性を活かした市民活動や、市民どうしの学び合いを推進します。

「安心できる環境づくり」、「教育の機会や場づくり」、「地域における交流の場づくり」の各施策の担い手づくりに市民、事業者、行政が協働して取り組めるよう施策展開を図ります。

（事務局補足）

「市民のネットワーク化」については、次のような事業やしぐみを想定しています。

- 関連するボランティア、サポーターの交流会
- 多文化共生サポーターの活動の場の提供、連携支援

MEMO

4 意見

審議においては、具体的な事業についても様々な意見がありました。その中でも、現状を踏まえて特に速やかな対応が必要だと考えられる次のものは、計画期間中に実施していただきたいため、意見として付け加えます。

■ 交流の場としてのS A M Eの機能強化

多様な文化や生活習慣を持つ市民の交流の場を増やすことが重要です。多文化共生総合相談センターを運営しているS A M E（一般財団法人静岡市国際交流協会）は、その上で重要な役割を担っています。そこで、相談窓口であり交流拠点ともなりうる場所を、人通りが多く、市民から目立つ所に置くことを検討していただきたい。

■ 学校での多文化共生推進のための教職員研修

学校教育における外国につながる子どもたちの支援は重要です。子どもたちの安心できる学校生活のためには、学校内で他の子どもたちとの学び合いを増やす必要があります。そこで、学校現場の教職員が多様な文化や生活習慣を学び、学級内で多文化共生の意識を広める知識を得るための研修の実施を検討していただきたい。

■ 高齢者福祉に携わる外国人労働者の資格取得促進

外国人労働者の受入が国を挙げて進められています。特に、高齢社会の中で人手不足が懸念される介護人材としての活躍が期待されています。しかし、キャリアアップをして働き甲斐のある仕事をするためには、日本語での資格試験を受けることが一つのハードルとなっています。そこで、試験を受けるための日本語学習を奨励するインセンティブの事業化を検討していただきたい。

MEMO

静岡市多文化共生推進計画 2023-2030 (概要案)

計画の趣旨

【目的】多文化共生のまち推進に関する施策の総合的・計画的な実施（根拠：静岡市多文化共生のまち推進条例第11条） 【計画期間】2023(令和5)年度～2030(令和12)年度 8年間 ※2026(令和8)年度に中間評価

多文化共生を取り巻く状況

日本

- ▶人口減少 少子高齢化
- ▶外国人材受入拡大（在留資格「特定技能」創設）
- ▶外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
- ▶日本語教育の推進に関する法律施行

静岡市

- ▶外国人住民 約1.1万人 増加傾向 90以上の国籍の市民 市内各所に偏らず居住
- ▶多文化共生推進計画2015-2022(第1期計画) 外国人住民と日本人住民が地域社会を担う対等なパートナーとして生活できるよう、各種事業を実施
- ▶市アンケート調査(2020、2021) 地域・職場・学校などでトラブルや異なる文化・生活習慣への無知・無関心による差別
- ▶課題深刻化の懸念 永住者の高齢化に伴う孤立化、日本語が分からない市民の増加による情報格差の拡大

静岡市多文化共生のまち推進条例
2022(令和4)年7月施行

計画の基本的な考え方

このまちに暮らす誰もが多文化共生の意識を持ち、一人ひとりの暮らしを豊かにするために、また、将来にわたるまちの発展のために、次の考え方のもと「多文化共生のまち」の実現に向け、8年間のまちづくりを推進します。

静岡市多文化共生のまち推進条例に定めた基本理念、施策の基本的事項（4つの柱）に沿って、市民主体のまちづくりを展開します。

- ◎「多文化共生のまち」の定義（条例第2条）
全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち
- ◎基本理念（条例第3条）
1. 全ての人が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
2. 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
3. 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。
- ◎ 施策の基本的事項（条例第7条～第10条）
生活環境の整備 教育の充実 地域における交流促進 担い手の育成

条例に基づく施策の具体的展開

関係機関との連携 国・県・静岡市国際交流協会、経済・教育関連、国連機関などと連携して取り組みます。

SDGsへの貢献 SDGs(国連が定めた「持続可能な開発目標」)の達成に貢献します。
※4次総基本計画の横断的視点に「多文化共生の推進」を位置付け

計画の目標（8年間のまちづくりビジョン）

「多文化共生のまち」の実現に向け、
多様な市民が交流し、協働して、誰もが住みやすいまちづくりを進める

施策の方針 / 成果指標 / 主要事業（予定）

施策1 安心できる生活環境づくり

やさしい日本語や多言語で、分かりやすく、手に入りやすく行政情報を提供します。多文化共生の相談窓口は、国、県や関係機関と連携し、機能強化を図ります。

外国から転入した市民が、生活に必要な知識等を得て、地域や職場等で活躍できるよう、生活状況に合わせた支援に市民、事業者・団体と協働して取り組みます。

■ 成果指標

「静岡市はとでも暮らしやすい」と思う外国籍市民の割合



■ 主要事業

① やさしい日本語の普及

日本語の理解やコミュニケーションに困難を抱える人に配慮した「やさしい日本語」を行政情報の提供や、講座の開催により広めます。

- ② 多文化共生総合相談センター
- ③ ライフステージ別支援（子育て、就労、福祉等）
- ④ 災害多言語支援センター 等

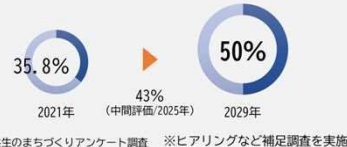
施策2 教育の機会や場づくり

学校教育、生涯学習の場で、子どもから高齢者までの世代が、外国や日本の文化への理解を深め、国籍を超えた学び合いの機会を増やします。

日本語のコミュニケーションに困難を抱えていても、学校や社会で円滑な生活を送ることができるための支援や、学校や地域における日本語教育を強化します。

■ 成果指標

「多文化共生が重要である」と思う日本国籍市民の割合



■ 主要事業

① 多文化共生のまち推進講座

市民や市民グループが講師となつて座学やワークショップを通して多文化共生のまちについて学ぶ講座を開きます。

- ② 未就学児童から高齢者までの国際理解講座
- ③ 児童生徒の日本語指導、生活者のための日本語教室
- ④ 国際的視点のための座談会 等

施策3 地域における交流の場づくり

先進的な地域参画促進の取組を市内各地に広め、やさしい日本語のコミュニケーションを充実させて、市民の学び合いや助け合い、社会参画を促し、多文化共生の意識向上を図ります。

行事やイベントで、多様な文化や生活習慣への理解を深められる交流機会の創出や支援をします。

■ 成果指標

地域活動・文化活動等に参加する外国籍市民の割合



■ 主要事業

① 多文化交流イベント

国籍や民族等を超えた文化体験やゲームなどの交流プログラムを楽しむミニイベントを市内各地で開きます。

- ② 静岡わいわいワールドフェア
- ③ 多文化共生交流スポット整備
- ④ 地域のお祭り・交流参加促進 等

施策4 多文化共生のまちの担い手づくり

国籍や民族を問わず、多文化共生のまちづくりに意欲的に取り組む人材の育成、ネットワーク化に取り組み、個性を尊重した活動や学び合いを推進します。

施策1から3までの各施策の担い手づくりに、市民、事業者・団体、行政が協働して取り組めるようにします。

■ 成果指標

市の多文化共生関連事業における協働者数



■ 主要事業

① 多文化共生サポーター養成講座

様々な文化や生活習慣を持つ市民どうしの学び合いや助け合いを推進する市民サポーターを養成します。

- ② 自治会・町内会、事業者向け研修
- ③ 日本語教育人材育成
- ④ ボランティア交流会 等